

# 小規模工事見積参加登録の申請について

令和8年度・9年度用

遊 佐 町

## 1 小規模工事等契約希望者登録制度について

遊佐町が発注する小規模工事等（概ね100万円以下の工事や修繕）の受注を希望される方を登録する制度です。この制度により、町内業者の受注機会の拡大を図り、町内経済の活性化につなげることを目的としています。

## 2 対象となる工事業種の例

建設業法（昭和24年法律第100号）に定める業種が対象となります。  
別紙「工事種別一覧表」をご覧ください。

## 3 登録申請の受付期間について

登録申請の受付期間は、令和8年3月3日から令和8年3月25日まで（土・日、祝日を除く。受付時間 午前9時から午後5時まで）になります。郵送でも構いません。また、受付期間が終了した後であっても、登録の有効期間内であれば随時の受付も行なっています。

## 4 登録の有効期間について

今回申請をしていただいた登録の有効期間は、令和8年度・令和9年度の2年間となります。

有効期間内に申請内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

## 5 登録申請書の提出先について

999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地

遊佐町役場 総務課 財政係

（電話番号 0234-25-5808 直通）

## 6 登録申請の提出書類について

- ① 小規模工事等契約希望者登録申請書
- ② 納税証明書等（令和7年度分の法人町民税、町民税納税証明書）
- ③ 資格証明書等の写し（必須ではありません。）